



三豊市立学校再編整備計画に係る 地域住民説明会

三豊市教育委員会 教育総務課

基本方針改訂の趣旨及び経緯

平成22年7月20日、『三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会』を設置し、「三豊市立幼稚園、小学校および中学校の適正規模・適正配置に関すること」「園児、児童及び生徒の教育環境・施設に関すること」について諮問し、平成23年3月29日に同検討委員会より、『三豊市立学校の適正規模・適正配置について(答申)』を受けた。

三豊市教育委員会では、答申の趣旨を尊重し適正規模、適正配置を考えるうえで、子どもたちの教育的観点を第一として、地域社会、財政等も考慮し『三豊市立学校再編整備基本方針』を平成23年5月に策定し、この方針に定めた「再編整備の必要性」「三豊市立学校再編整備の進め方」「学校再編整備計画」に基づき再編整備を進めてきた。

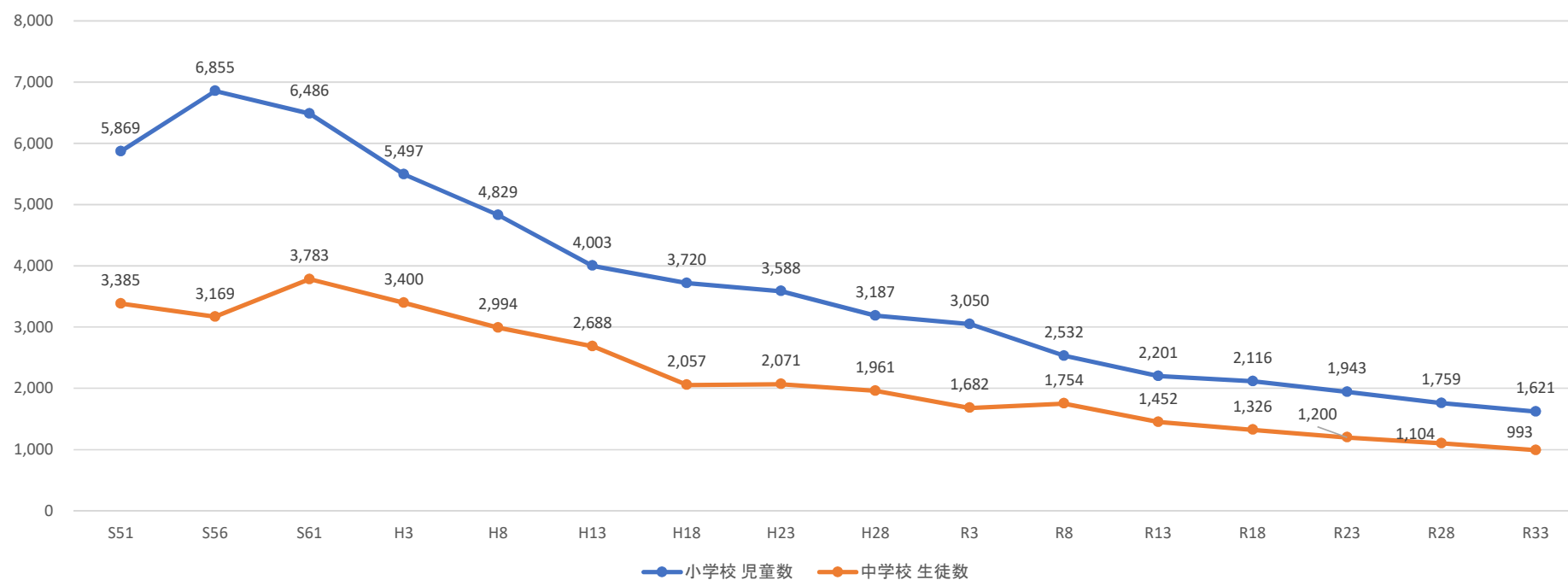
前回答申から10年が経過し、児童生徒の減少が進む現状と、子どもたちを取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、これまでの再編整備の検証とこれを踏まえた今後の三豊市立学校の適正規模・適正配置の考え方及び具体的方策について提言をいただくため、『三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会』を令和3年7月29日に設置し、専門的な見地はもとより多岐に及ぶ観点と将来へ続く視点を用いて10回にわたる慎重な審議を経て、令和4年12月に答申を受けた。

検討委員会からの答申を十分に尊重すると共に、地域の意見をお聞きしながら将来を担う子ども達の教育環境を第一義に考え、『三豊市立学校再編整備基本方針(改訂版)』を策定します。

三豊市全体の児童生徒数の推移

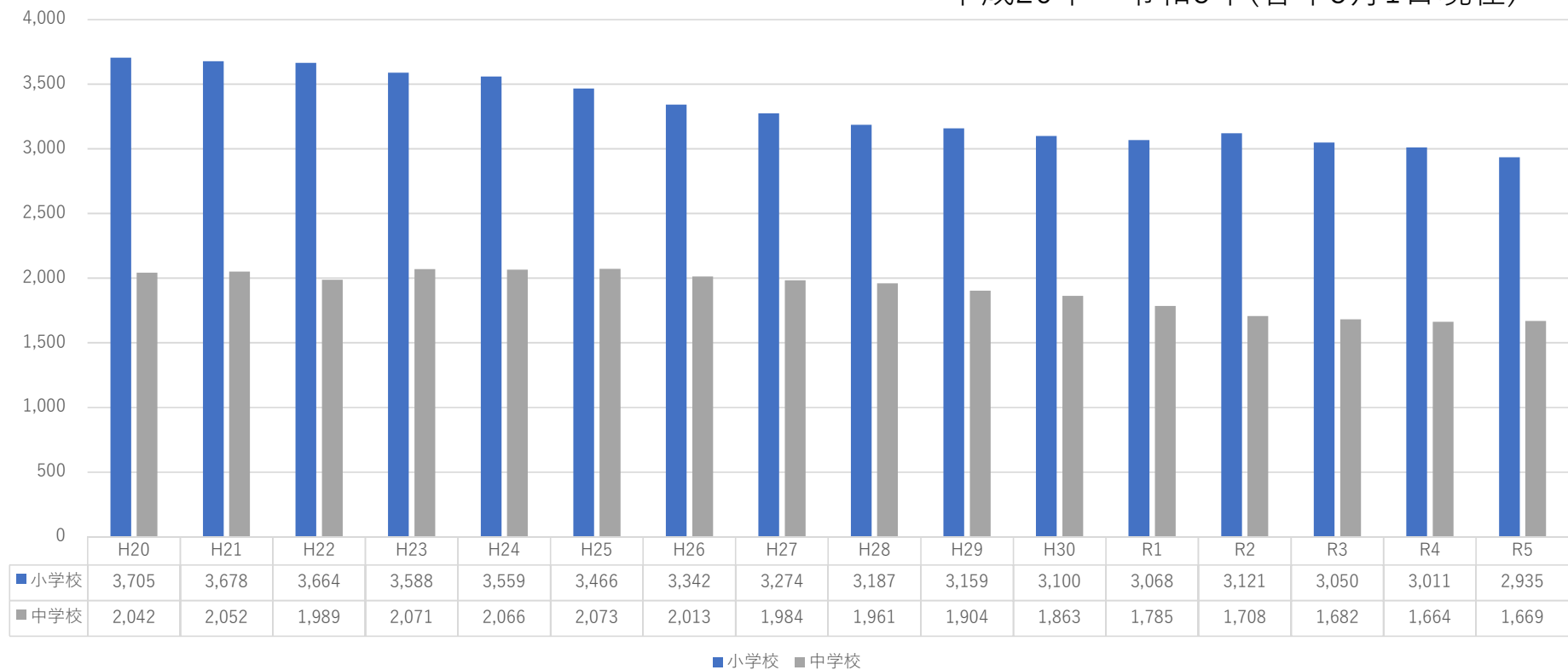
昭和51年～5年ごと(令和8年以降は推計)

市全体の児童生徒数の推移



三豊市立学校の児童生徒数の推移

平成20年～令和5年(各年5月1日現在)



児童生徒数の増減

小学校の児童数は・・・

- 昭和56年度は6,855人であったが、令和5年度は2,935人となり児童数を比較すると

3,920人の減少

中学校の生徒数は・・・

- 昭和61年度は3,783人であったが、令和5年度は1,669人となり生徒数を比較すると

2,114人の減少

三豊市立学校の現状

令和5年5月1日現在

名 称	児童・生徒数	普通学級数	建築年	経過年数
三豊市立上高瀬小学校	224	10	S57	41
三豊市立勝間小学校	179	6	S53	44
三豊市立比地小学校	145	6	S44	54
三豊市立二ノ宮小学校	69	6	S59	39
三豊市立麻小学校	104	6	S56	42
三豊市山本小学校	289	12	H28	7
三豊市立大見小学校	134	6	S51	47
三豊市立下高瀬小学校	185	6	H20	15
三豊市立吉津小学校	148	6	S56	42
三豊市立桑山小学校	99	6	S51	46
三豊市立比地大小学校	123	6	S53	45
三豊市立笠田小学校	111	6	S55	43
三豊市立上高野小学校	100	6	S53	44
三豊市立本山小学校	139	6	S53	44
三豊市立松崎小学校	100	6	S51	47
三豊市立詫間小学校	448	16	S53	45
三豊市立仁尾小学校	196	9	H2	32
三豊市立曾保小学校	10	3	S58	40
三豊市立財田小学校	132	6	H28	7
小学校計	2,935	134		
三豊市立高瀬中学校	339	10	H18	16
学校組合立三豊中学校	359	12	S51	47
三豊市立三野津中学校	238	9	S62	35
三豊市立豊中中学校	242	9	S47	51
三豊市立詫間中学校	274	9	S61	37
三豊市立仁尾中学校	122	5	S55	43
三豊市立和光中学校	95	3	S59	39
中学校計(三豊中含)	1,669	57		

三豊市立学校再編整備の経過

※前回基本方針策定から

- 平成26年4月に詫間地区、箱浦小学校が詫間小学校に統合
- 平成28年4月に山本地区、辻・河内・大野・神田の4小学校が新設統合
- 財田地区、財田上・財田中の2小学校が新設統合
- 平成31年4月に詫間地区、大浜小学校が詫間小学校に統合
- 令和8年4月に豊中地区、5小学校が統合予定として地域協議会等で協議中

法令等から見た学校規模の標準

○学校の適正規模

学校教育法施行規則

- ・第41条…小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。
ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時は、この限りでない。
<同条第79条で中学校に準用>

○適正な学校規模の条件

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

- ・第4条…法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする
 - ①学級数が小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級までであること。
 - ②通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

適正規模・適正配置等に関する手引き

文部科学省では、各市町村が学校統合の適否やその進め方、小規模校を存知する場合の充実策等について検討する際や、県教育委員会がこれらの時柄について域内の市町村教育委員会に指導・助言・援助を行ったりする際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた手引きを策定しています。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

平成27年1月27日策定
文部科学省

この手引きでは、主に少子化に対応した適正規模・適正配置を検討する際に考慮すべき観点や、学校統合に関する留意点が記載されています。

また、学級数が少ない事による学校運営上の課題や児童生徒に与える影響などについても明記されています。

学校規模によるメリットデメリット

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きより

	メリット	デメリット
小規模校化	<p>子ども・保護者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人間関係が深まりやすい ●一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる ●異学年間の交流が生まれやすい ●教員の目が届きやすい <p>教員の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教員間の意思疎通が図りやすい ●保護者や地域社会との連携が図りやすい ●施設を余裕を持って使える 	<p>子ども・保護者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多様な集団づくりがしにくい ●多様な考え方に接し、学び合いや切磋琢磨する機会が少ない ●活気が生じにくく活動内容選択に制約が生じる <p>教員の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教員の仕事量が多くなる ●人材育成や体制づくりが難しい ●多様な学習形態・指導形態がとりにくい
大規模校化	<p>子ども・保護者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多様な集団の形成がされやすい ●社会性や協調性等が育まれやすい ●活気が生じやすく、活動内容選択の幅が広がる <p>教員の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バランスのとれた教員配置を行いやすい（ベテランと若手等） ●指導技術の伝達がしやすい ●多様な指導形態をとりやすい 	<p>子ども・保護者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●きめ細かな指導が受けにくい ●学年間・異学年間の交流が不十分になりやすい ●一人ひとりの活躍の機会が限られる <p>教員の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●連絡調整が困難、管理職が組織マネジメントに時間をとられる ●施設・設備の制約が生じる ●保護者や地域社会との連携が図りにくい

学校規模の標準

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きより

学校規模の分類		過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
学級数	小学校	1～5	6～11	12～18	19～30	31以上
	中学校	1～2	3～11			

三豊市学校規模の分類

学校規模の標準を三豊市の学校別に分類した場合

令和5年5月1日現在

※組合立である三豊中学校を含む

●小学校19校

() は児童数

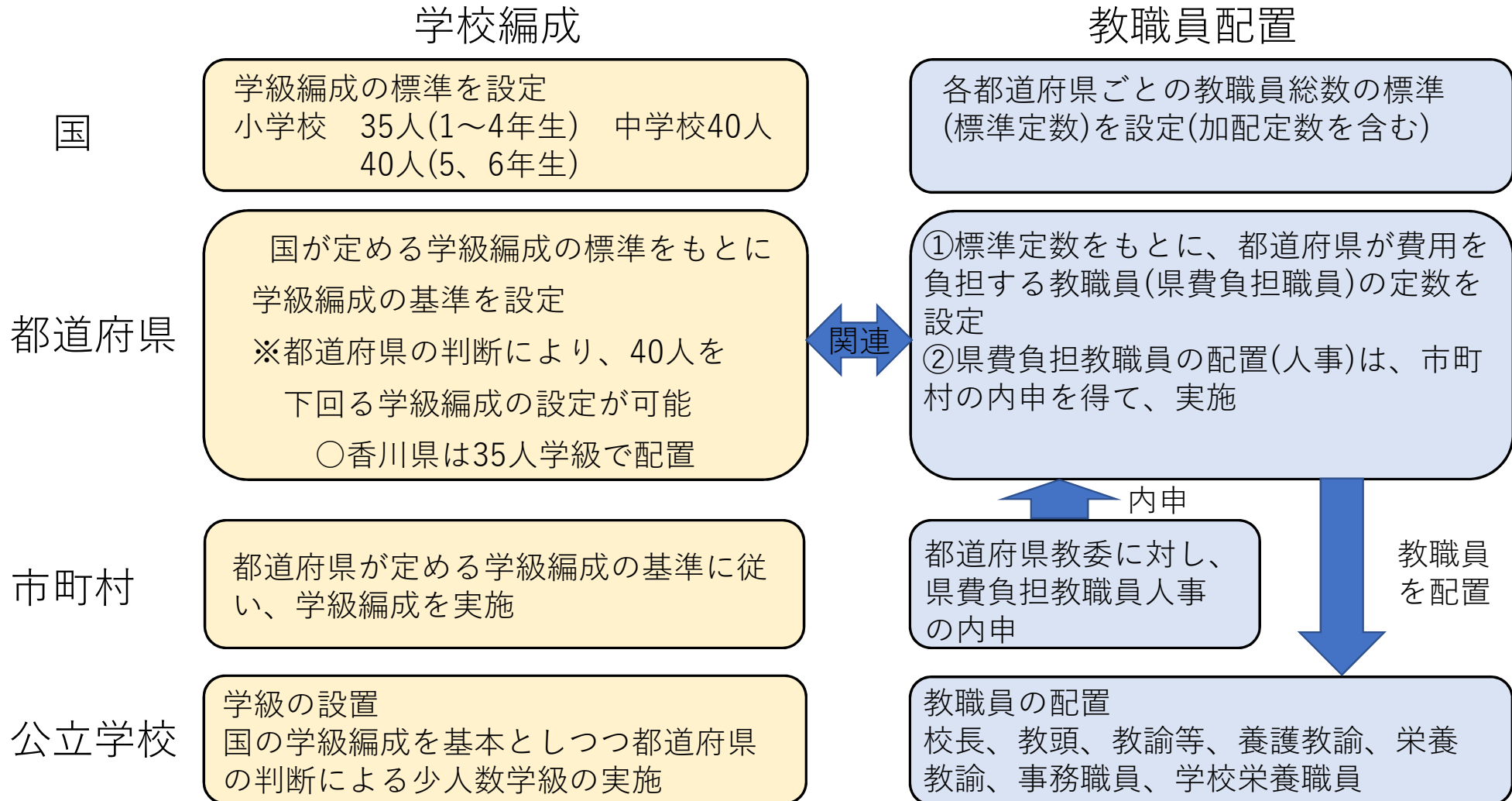
規模	学級数	校数	学校名			
過小規模校	1~5	1	曾保(10)			
小規模校	6~11	16	二ノ宮(69)	桑山(99)	上高野(100)	松崎(100)
			麻(104)	笠田(111)	比地大(123)	財田(132)
			大見(134)	本山(139)	比地(145)	吉津(148)
			勝間(179)	下高瀬(185)	仁尾(196)	上高瀬(224)
適正規模校	12~18	2	山本(289)	詫間(448)		

●中学校7校

() は生徒数

規模	学級数	校数	学校名			
小規模校	3~11	6	和光(95)	仁尾(122)		
			三野津(238)	豊中(242)	詫間(274)	高瀬(339)
適正規模校	12~18	1	三豊中学校(359)			

学級編成・教職員配置に関する役割



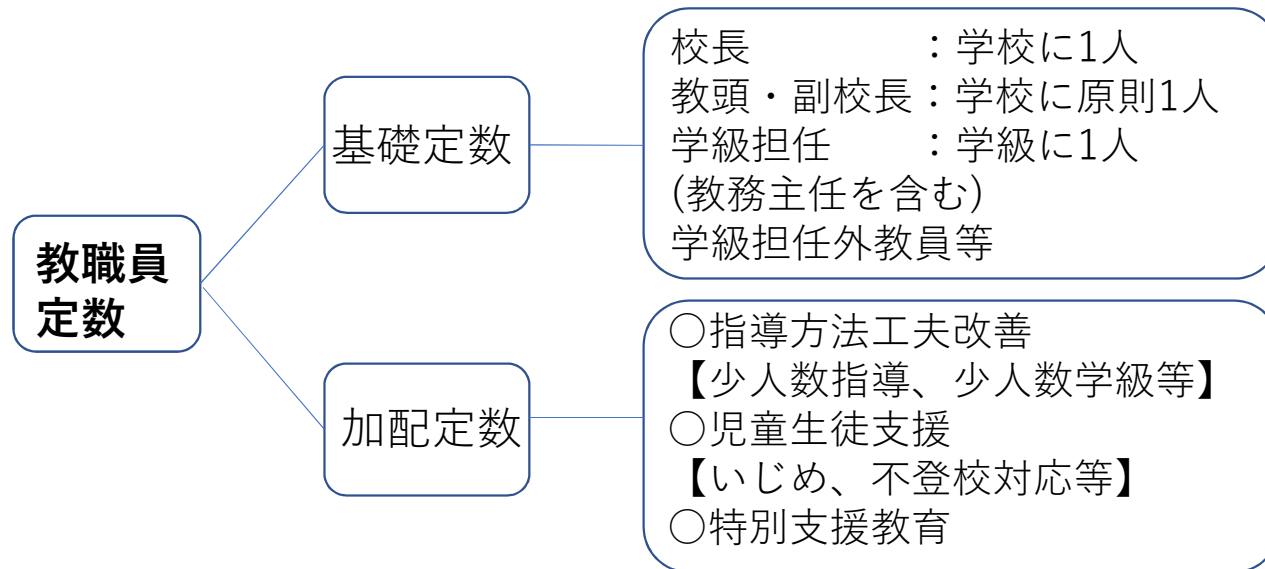
教職員定数の算定

義務標準法に基づく標準定数は、都道府県ごとに置くべき義務教育諸学校の教職員の総数を算定するもの。都道府県はこれを標準として、校長、教頭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特殊教育諸学校の教職員の定数を条例で定める。

※三豊市の現状

学校の学級数により教員の基準規定数が決定。小規模校の場合、十分な教員数を配置されない等の問題がある。

市内の中学校の場合小規模校での技術家庭教科等の教員が配置されず、市内の他校から兼務して教科指導を行ったり、市雇用の講師を配置している



学校にはさまざまな教育課題があり、生徒指導、特別支援、いじめや不登校問題、あるいは指導方法の工夫改善、小学校の強化担任制など、これらの課題の目的に応じて予算措置されることで教職員定数に加えられるものがある。(加配定数)

三豊市教育大綱の基本理念や基本目標

(一部抜粋)

令和2年度～令和5年度

○基本理念

変化する社会の中でも人と人とのつながりや豊かな自然環境を大切にして、夢と希望を実現するための知性、感性、想像力に富む人材の育成

○基本目標

自ら学び、思考力・判断力・表現力を高め、生きる力を培う教育の充実

三豊市の目指す学校適正規模・適正配置

◎小学校

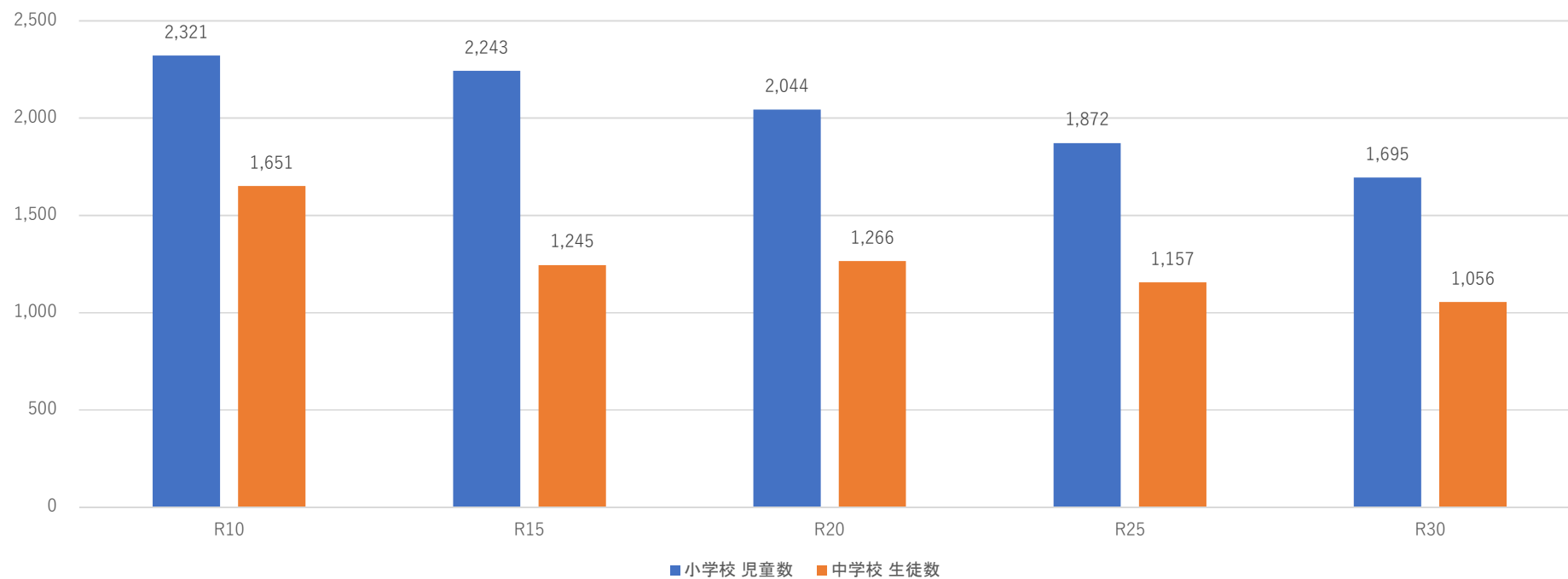
- ・ 12学級～18学級
- ・ 1学年あたり2学級～3学級
- ・ 旧町に最低1小学校
- ・ 通学距離はおおむね2.5km以内

◎中学校

- ・ 12学級～18学級
- ・ 1学年あたり4学級～6学級
- ・ 通学距離はおおむね6.0km以内

将来推計から見た三豊市の児童生徒数

将来推計による三豊市の児童生徒数



将来推計から見た三豊市小学校の児童数及び学級数

地区の推計児童数から見た学級数

地区	児童・学級数	R10	R15	R20	R25	R30
高瀬	児童数	598	580	528	484	437
	学級数	19	18	18	18	17
山本	児童数	205	199	183	167	150
	学級数	7	6	6	6	6
三野	児童数	387	369	337	307	279
	学級数	14	12	12	12	12
豊中	児童数	513	492	447	411	371
	学級数	18	18	18	14	12
詫間	児童数	378	370	337	308	279
	学級数	13	12	12	12	12
仁尾	児童数	141	136	124	114	105
	学級数	6	6	6	6	6
財田	児童数	99	97	88	81	74
	学級数	6	6	6	6	6
合計	児童数	2,321	2,243	2,044	1,872	1,695
	学級数	83	78	78	74	71

- 推計児童数から算出した学級数を三豊市の目指す学校適正規模の分類に置き換えると令和15年からは全ての地区(町)で1校となる事が分かる

※学級数は35人学級で算出し、各学年の学級数を合計したものの

将来推計から見た三豊市中学校の生徒数及び学級数

学校別推計生徒数から見た学級数

学校名	生徒・学級数	R 1 0	R 1 5	R 2 0	R 2 5	R 3 0
高瀬中学校	生徒数	364	274	286	262	240
	学級数	12	9	9	9	9
三豊中学校 ※観音寺含む	生徒数	332	265	259	236	214
	学級数	11	9	9	9	8
三野津中学校	生徒数	225	195	182	167	152
	学級数	7	7	6	6	6
豊中中学校	生徒数	294	236	242	221	202
	学級数	10	9	9	9	6
詫間中学校	生徒数	272	168	182	166	152
	学級数	9	6	6	6	6
仁尾中学校	生徒数	93	62	67	61	56
	学級数	4	3	3	3	3
和光中学校	生徒数	71	45	48	44	40
	学級数	3	3	3	3	3
生徒計（観音寺含む）	生徒数合計	1,651	1,245	1,266	1,157	1,056
学級計	学級数合計	56	46	45	45	41
	生徒数合計から算出した学級数→	48	37	38	34	32

- 推計の生徒数合計から算出した学級数を三豊市の目指す学校適正規模の分類に置き換えると、令和20年までは市内で3校、令和25年からは2校となる事が分かる

※学級数は35人学級で算出し、各学年の学級数を合計したもの

三豊市立学校の適正規模

◎小学校 1学年2学級～3学級 12学級～18学級

◎中学校 1学年4学級～6学級 12学級～18学級

○集団の中で切磋琢磨することなどを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばすためには、一定の規模が必要。

○単学級から複数学級となり、大きな集団になることで、これまで表面に現れてこなかった、自己の違った面や、これまで発見できなかった他者の良い面に気づくことができ、人間関係づくりのスキルを高めることができる。

○一定の規模がある学校では、子どもが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、個々の資質や能力を伸ばしやすいという利点がある。

三豊市立学校の配置

- 小学校は旧町に最低1小学校を確保
- 既存施設の状況等（空き教室）を把握し有効活用する
- 第1期期間は下限数を下回った学校から近隣学校と再編整備を進める
- 将来構想期間は施設の老朽状況を踏まえ再編整備を進める

三豊市立学校適正規模 再編整備基本方針(案)

基本計画の策定は、30年後を見据えた計画とするが、10年間を1期として策定する。今後の10年間に1期とし、1期以降の20年間は将来構想とする。基本は児童生徒数の下限数を下回った学校から協議を進めるが、将来構想期間は推計予測数との誤差が生じることもあることから、推計及び施設年数も考慮した再編整備計画とする。

再編整備の進め方（第1期期間）



最低限確保したい学校規模として下限数を設ける

◎小学校 全校120人未満の学校は旧町内の学校と統合に向け協議

◎中学校 全校180人未満の学校は近隣中学校と統合に向け協議

三豊市学校再編整備計画の期間と進め方

◆再編整備計画の期間

令和6年から令和15年までの10年間

(10年後以降も見据えた計画とし、令和16年から令和35年までは将来構想とする)



◆再編整備の進め方

小中学校とも下限数を切った学校から再編整備について協議を進める。

再編整備を進める上で、学校区の保護者や地域住民との十分な合意形成を図りながら進めます。

令和5年度 学校再編整備基本方針策定までのスケジュール

- ・ 9月～ 答申内容や基本方針(素案)等について7町で住民説明会を実施



- ・ 10月～ 学校再編等に関するアンケート（保護者・児童生徒等）



- ・ 12月中 基本方針(案)を作成



- ・ 1月中 基本方針(案)のパブリックコメント実施



- ・ 3月中 再編整備基本方針策定